

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	表示の適正化に関する指導・勧告・公表
関連する 他局の名称	—
概要	<p>商品等の成分、性能、用途、貯蔵法、製造年月日、供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他表示すべき事項及び表示の方法について規定する基準、又は、指定する商品等について、商品等ごとに定める表示の方法により基準単位量による単位価格を表示などに関し指定された商品や基準を遵守せず違反して商品等を提供している事業者に対し、その違反を是正するために必要な措置を採るよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。</p>
根拠となる要綱等	<p>消費者保護条例 第13条、第15条第2項、第16条、第32条（昭和51年4月1日条例第32号）  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf</a>          消費者保護条例に基づく単位価格表示（昭和52年8月4日告示553号）  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/tani.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/tani.pdf</a>          消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準（昭和56年9月24日告示553号）  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/hinnsitsukijyun.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/hinnsitsukijyun.pdf</a></p>
行政指導指針	<p>商品等の成分、性能、用途、貯蔵法、製造年月日、供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他表示すべき事項及び表示の方法について規定する基準、又は、指定する商品等について、商品等ごとに定める表示の方法により基準単位量による単位価格を表示などに関し指定された商品や基準を遵守せず違反して商品等を提供している事業者に対し、その違反を是正するために必要な措置を採るよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>事業者がこれに従わないときは、事業者の名称等、必要な事項を公表する。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf</a>
備考	